

平成 25 年 7 月 9 日

関係各機関長 殿

広島大学大学院文学研究科長
勝部 真人 (公印省略)

教員の公募について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本研究科では、下記の要領で教員の公募を行うことになりました。

つきましては、関係者にお知らせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 所属講座 広島大学大学院文学研究科応用哲学・古典学講座
- 2 専門分野 インド哲学 (仏教学)
- 3 職名及び人員 准教授 1 名
- 4 担当予定授業科目 (大学院)
「仏教学演習」、「仏教思想史講義」ほか
(学部)
「仏教思想基礎文献演習」、「仏教思想文献演習」ほか
- 5 採用予定年月日 平成 26 年 4 月 1 日
- 6 応募資格 (1) 博士の学位または博士の学位と同等の学力を有し、著書 (単著) 1 冊以上または論文 10 編以上の研究業績を有する者
(2) チベット仏教に関する業績があり、かつサンスクリット仏教文献の高度な読解能力を有する者が望ましい
(3) インド留学の経験があり、チベット語と英語の運用能力に優れている者が望ましい
(4) 国際学会等での発表・講演等の経験を有する者が望ましい
(応募用履歴書に学会等名、発表・講演題目、発表年月等を明記のこと)
- 7 応募書類 (1) 履歴書 1 通 (学歴・職歴・所属学会・住所・E-mail アドレス等を明記のこと)
(2) 研究業績一覧 1 部 (様式は次の URL を参照のこと)
http://www.hiroshima-u.ac.jp/bungaku/p_dfca4f.html

- (3) 主な研究業績 5 編の実物またはコピー 各 1 部
(それぞれ 400 字程度の要旨を添付すること。なお、審査の過程ではかの業績の提出を求めることがある。)
- (4) これまでの研究・教育実績に基づく今後の研究計画・教育方針 (2000 字程度)
- ※ 上記書類は審査終了後に返却します。応募書類により取得する個人情報、採用者の選考及び採用後の人事等の手続を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用または提供することはありません。

8 応募締切日

平成 25 年 8 月 23 日 (金) 必着

9 書類提出先

〒739-8522 東広島市鏡山 1 丁目 2 番 3 号

広島大学大学院文学研究科長 勝部 真人 宛

※ 提出書類は書留郵便で郵送してください。その際、封筒の表に「応用哲学・古典学講座インド哲学分野教員応募書類在中」と朱書きしてください。

※ 選考のため面接を行うことがあります。(旅費は応募者の負担となります。)

10 その他

広島大学は、男女共同参画を推進しています。本学は、「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績(研究業績、教育業績、社会的貢献等)及び人物の評価において優劣をつけがたいと認められた場合は女性を採用します。

問い合わせ先

〒739-8522 東広島市鏡山 1 丁目 2 番 3 号

広島大学大学院文学研究科

応用哲学・古典学講座 小川 英世

TEL 082-424-6631

FAX 082-424-6632

または、

〒739-8522 東広島市鏡山 1 丁目 2 番 3 号

広島大学文学研究科支援室運営支援グループ

TEL 082-424-6604

FAX 082-424-0315

2013 年 7 月 4 日

関係大学学長
関係大学学部長
関係大学院研究科長
関係機関長 殿

甲南大学文学部長
井野瀬久美恵

専任教員の公募について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本学文学部社会学科では下記の要領で専任教員を公募することになりました。つきましては、貴大学および関係機関等へお知らせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 専門分野 社会学（環境社会学、NPO／NGO 論、社会ネットワーク論、とくに研究及び教育において地域への実践的視座を有することが望ましい）
2. 担当予定科目 上記専門分野に関する社会学科専門関連科目および社会調査関連科目など
3. 職名・人数 教授、准教授、または講師 1 名
4. 応募資格 ①大学院博士後期課程修了以上の学歴（2014 年 3 月修了見込可）、またはこれと同等以上の研究実績を有する者（博士の学位を有することが望ましい）。
②大学または短期大学における教育歴を有する者が望ましい。
③本学の建学の理念を理解し、積極的に実践できること。
5. 採用予定日 2014 年 4 月 1 日
6. 応募期限 2013 年 8 月 26 日（必着）
7. 提出書類 ①履歴書（写真貼付、所定書式）1 通
②研究業績一覧（所定書式）1 通
③学術著書・研究論文（抜刷、またはコピー可）のうち、主要なもの 3 点（各 1 部、それぞれに 800 字程度の要旨を添付）
④社会調査教育についての考えと本学において実践したい調査教育の内容（量的・質的調査いずれも可）を 2000 字以内で説明してください（書式自由）。
* 所定書式は本学ホームページ（<http://www.konan-u.ac.jp/>）採用情報からダウンロードできます。
* 学歴・職歴・研究業績等が所定枠内に収まらない場合は、所定書式の行数を加除し、適宜調整してください。2 枚以上になる場合は、右上の欄外に頁番号をつけてください。
* ③および④の各書類は、A4 版で作成し、右上に氏名を記してください。
* なお後日、上記の書類とは別に、健康診断書の提出を求めることがあります。
8. 提出先 〒658-8501 神戸市東灘区岡本 8 丁目 9 番 1 号 甲南大学文学部事務室宛
* 封書の表に「文学部社会学科教員応募書類（社会学）在中」と朱書きし、書留郵便にて送付してください。
* ご提出いただいた応募書類は一切返却しません。不採用となった方の応募書類は責任をもって処理いたします。また、応募書類に記載された個人情報、今回の審査以外の目的には使用しません。
9. 選考方法 第 1 次選考：書類審査、第 2 次選考：面接
* 旅費等の経費は自己負担となりますので、ご了承ください。
10. 問い合わせ先 甲南大学文学部事務室
Fax: 078-435-2670 Email: bun@adm.konan-u.ac.jp
* 問い合わせは、Fax もしくは Email でお願います。回答に時間がかかる場合があるため、締切までに余裕をもってお問い合わせください。

関係大学(学部)長
大学院研究科長 殿
関係機関長

愛媛大学教育学部長 三浦 和尚
(印章省略)

教員の公募について(依頼)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、本学部では下記の要領により、教員公募を行うことになりました。

つきましては、貴学(貴機関)関係者にご周知いただくとともに、適任者のご推薦についてよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 採用予定職名・人員 教授又は准教授 1名
2. 所属講座 教育学部 音楽教育講座
3. 専門分野 器楽(管楽器)
4. 採用予定年月日 平成26年4月1日
5. 担当予定授業科目 器楽アンサンブル、合奏、指揮法、器楽基礎、初等音楽、音楽文化論、芸術コラボレーション演習など
6. 応募資格 次の各号を満たす者
 - (1) 大学院修士課程修了者、またはこれと同等以上の研究業績を有する者
 - (2) 大学院の授業を担当できる者(修士論文以外の著書・論文等の業績を有する)
 - (3) 年齢は問わない。但し、本学の定年は65歳である。
 - (4) 通勤可能な範囲に居住できる者
7. 提出書類
 - (1) 最終学歴証明書類
 - (2) 履歴書(別紙様式1 自筆で記入すること) 1部
 - (3) 研究業績一覧(別紙様式2) 1部
 - (4) 研究業績を証明する資料すべて(コピー可) 各1部
 - (5) 研究業績概要一覧(別紙様式3) 1部
 - (6) 教育活動業績書(別紙様式4) 1部
 - (7) 社会活動業績書(別紙様式5) 1部
 - (8) 採用後の教育・研究活動についての抱負(書式自由)

◎様式は、下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.ed.ehime-u.ac.jp/~edhp/file/20130703.zip>

8. 応募締切日 平成25年8月30日(金) 必着
9. 応募書類提出先 〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

愛媛大学教育学部長 宛

※封筒の表に「音楽教育講座 教員応募書類在中」と朱書きし、簡易書留にて郵送のこと。

なお、応募書類は原則として返却しません。ただし、返却ご希望の場合は、着払い伝票(ヤマト運輸のみ)に返送先を明記の上、ご同封ください。

10. 問い合わせ先 愛媛大学教育学部音楽教育講座 石塚 真子
e-mail: ishizuka.masako.mx@ehime-u.ac.jp
電話/FAX: 089-927-9451(直通)
11. 選考方法 第一次審査: 書類選考
第二次審査: 面接(演奏・模擬授業等の審査を含む。)
(面接に伴う旅費等の経費は、応募者の負担となります。)
12. その他
 - (1) 男女共同参画社会基本法の趣旨に配慮し、教員の選考を行います。
 - (2) 個人情報保護のため、応募書類に記載された個人情報は、選考および採用以外の目的には使用しません。また、応募の秘密は厳守します。なお、選考結果をホームページ上で公表する際、採用候補者の氏名については公表させていただきます。

関係大学長 殿
国公立高等専門学校長 殿

高知工業高等専門学校長
船橋 英夫
(公印省略)

教員の公募について(依頼)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび本校では下記により教員を公募いたします。
つきましては、関係者へ御周知くださいますとともに、適任者の御推薦をいただきたく、よろしく
お願い申し上げます。

敬具

記

1. 募集人員 准教授または講師 1名
2. 所属学科 総合科学科
3. 専門分野 政治学、経済学、法学、社会学等の関連分野
4. 担当予定科目 現代社会、人間と科学技術、地域産業経済論等社会系科目
5. 応募資格 (1) 上記専門分野を専攻し、上記科目を担当できる方
(2) 修士以上の学位を有する方(博士号取得者が望ましい)
(3) 学生指導(クラブ指導、寮生指導等)と教育に熱意を持ち、研究意欲のある健康な方
6. 採用予定年月日 平成26年 4月 1日
7. 応募期限 平成25年 9月30日(月) 必着
8. 選考方法 第一次選考 書類審査
第二次選考 面接及び模擬授業(書類審査合格者に実施日時等を直接連絡します。なお、二次選考に係る旅費・宿泊費等は個人負担となります。)
9. 提出書類 (1) 履歴書(本校所定用紙に本人自筆、写真貼付)(様式1)
(2) 研究業績リスト(著書、論文、口頭発表等)(様式2)
(3) 主要論文等の別刷5編以内(コピー可)
(4) 高等専門学校での教育並びに研究に対する抱負(2000字以内、様式3)
※様式1～3については、本校ホームページ教職員募集のお知らせ
(<http://www.jm.kochi-ct.ac.jp/kobo/index.html>) から取得してください。
10. 提出先 〒783-8508
高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校総務課人事・労務係
・封筒の表には「総合科学科教員応募書類」と朱書きし、必ず簡易書留で郵送してください。
11. 問い合わせ先 高知工業高等専門学校 総合科学科 学科長 宮川敏春
TEL 088-864-5518(直通) 不在時 088-864-5604(総務課人事・労務係)
FAX 088-864-5606(総務課総務担当)
E-mail tmiya@ge.kochi-ct.ac.jp 又は jinji@jm.kochi-ct.ac.jp
12. その他 ・本校では「男女共同参画社会基本法」の趣旨に基づき、業績等が同等と認められる場合は女性応募者を優先させていただきます。
・職名は、年齢、業績等を考慮して決定します。
・応募書類は返却いたしません。応募者の個人情報、本教員選考のために使用するものであり、その他の目的に使用することはありません。

平成 25 年 7 月 1 日

関係各位

独立行政法人国際交流基金
日本語教育支援部
さくらネットワークチーム
チーム長 佐藤 淳子

国際交流基金 平成 26 年度海外派遣日本語専門家等公募について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当基金事業につき格別のご理解とご協力を頂き、誠に有り難うございます。

さて、当基金では様々な形で海外における日本語普及支援事業を実施しており、その一環としまして日本語専門家等の海外派遣を行っております。

今般、平成 26 年度派遣の「日本語上級専門家」、「日本語専門家」および「日本語指導助手」を公募するにあたり、募集のお知らせ、募集要項を作成いたしましたので、送付申し上げます。是非とも関心のありそうな方に本プログラムをご紹介しますよう、宜しく願い申し上げます。

なお、募集要項は以下の当基金ホームページからダウンロード可能です。

http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26.html

今後とも引き続き当基金事業にご協力頂けますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

平成 26 年度（2014 年度）海外派遣

日本語上級専門家
募 集 要 項



国際交流基金

1. 国際交流基金の海外における日本語教育分野における活動と日本語専門家派遣事業

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）は、世界の全地域において、総合的に国際文化交流事業を実施する組織として、昭和47年（1972年）10月に外務省所管の特殊法人として設立されました。平成15年（2003年）10月に、独立行政法人となりましたが、設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野において、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とするために、海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発・普及、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語普及活動への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を、各国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交関係等を踏まえて実施しています。

なかでも、日本語専門家派遣事業においては、それぞれの派遣先国・地域において、日本語学習者、学習希望者が学習を安定的に開始、継続していくようにすること、また、必要な日本語教育が中長期的に自立、継続して行われていくことを目的として、国または地域の中核的な役割を担う日本語教育機関に日本語教育の専門家を派遣し、現地日本語教師の育成、教材・カリキュラム・教授法に関するコンサルティング、日本語教師間のネットワーク作り、派遣先機関・国における安定的な日本語教育の実施や質的改善に必要な支援を行っています。

2. 派遣先機関の種別と業務内容

派遣先機関により、業務内容が異なります。派遣先機関は、大きく分けて以下の6種があります。また、同一機関に日本語専門家や日本語指導助手が派遣されている場合、当該専門家や助手への指導や助言も業務に含まれます。

(1) 国際交流基金 海外拠点（主任）：

国際交流基金海外拠点に所属し、任国あるいは近隣諸国の日本語教育支援事業の企画・立案、日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、JF 講座（<http://www.jpf.go.jp/j/japanese/jf/>）の運営・指導を行う。

(2) 各国(州)教育省：

各国教育省に所属し、任国の日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(3) 日本語教師を養成している高等教育機関：

日本語教師養成をしている大学等に所属し、当該機関のカリキュラム編成、教材作成、授業担当、現地日本語教師への助言をする。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(4) 日本語専攻課程の立ち上げ期にある高等教育機関：

新たに日本語学科を設立する大学や設立間もない大学等に所属し、当該機関のカリキュ

ラム編成、教材作成、授業担当、現地日本語教師への助言、コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(5) 日本センター日本語講座部門：

日本センター日本語講座部門に所属し、JF 講座の設計・運営・現地講師への助言等を行うほか、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(6) マラヤ大学予備教育部（学科長、学年主任）：

マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育部（日本の大学（学部）進学を目的とした高校卒業後の日本語教育プログラム）にて、講座運営、カリキュラム作成、授業担当、現地教師の育成等を行う。

3. 募集人数

7名程度

4. 派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、国際交流基金ホームページ (http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_haken.html) に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

5. 派遣時期及び任期

平成 26 年度中（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に本邦を出発します。ただし、派遣先により、平成 26 年 3 月中に出発となる可能性があります。

任期は、通常 2 年間です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2 年未満となる場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

派遣専門家の旅費、報酬等は、学歴・日本語教育経験を基金規程に沿って格付けし、次の通り支給します。

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃、支度料、移転料等）を支給します。また、専門家が随伴する（あるいは呼び寄せる）扶養親族の旅費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して 6 ヶ月を超える場合に限りです）。

(2) 報酬等

派遣期間中、基本報酬、在勤加算、住居経費を支給します。また扶養親族を随伴する場合は家族加算を、また 4 歳以上 18 歳未満の子女を随伴する場合は子女教育経費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して 6 ヶ月を超える場合に限りです）。

※参考：基金規程に基づく試算（平成 25 年 5 月現在）

英国（ロンドン）派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）
経験年数 15 年	294,200 円	346,000 円	GBP1,971

注：住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の 9.6%に加えて、光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

インドネシア（スラバヤ）派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）
経験年数 15 年	294,200 円	326,700 円	USD1,725

注：住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の 17.6%に加えて、光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

※経験年数は、経歴書（証明書）に基づき、教授内容、担当時間数等を勘案し、基金内規に基づく係数を乗じて算出するため、大学卒業後の年数とは異なります。

※在勤加算とは、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らして、加算支給されるものです。交通費、必要に応じて乗用車購入、使用人の雇用等に充当するためのもので、国によって異なります。

※受入機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、基金からの支給額を調整します。

※在勤加算・住居経費は、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らし、基金の規程により定められており、国によって異なります。

※基金の規程が改定される場合は、基本報酬・在勤加算・住居経費の支給額が増減することがあります。

※随伴家族を帯同しない（単身）場合は、上記住居経費（上限）の 80%の金額が上限となります。

7. 応募資格

下記(1)～(5)をすべて満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日現在で 60 歳未満であること。
- (3) 日本語教育関連分野において修士号以上の学位を有する者。平成 26 年 3 月末までに取得見込であれば可とします。
※なお、日本語教育関連分野において研究、教材作成等の実績を有する者については、修士号相当とみなすことがあります。ただし、派遣先機関より修士以上の学位を持つ上級専門家が要請されることが多く、派遣可能な機関が極めて限定されることがあります。
- (4) 中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師(非常勤を含む)として応募時点で通算 10 年以上勤務した経験があること（海外勤務経験が望ましい。個人教授は除く）。
- (5) 派遣前研修（下記 13.参照）に全日程参加できること。

※上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。

8. 日本語上級専門家の身分

(1) 日本語上級専門家と国際交流基金との関係

専門家と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結します（専門家と基金は雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きは専門家各自の責任において行ってください。また、基金は専門家の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません）。

(2) 専門家と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関（基金海外拠点を除く）は、専門家の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償について

専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規程により遺族補償を行います。

10. 国際交流基金在外共済会

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

11. 応募手続き

下記の提出書類を、締切を厳守のうえ、(2) 提出先に送付してください。

(1) 提出書類

ア. 応募用紙

基金ホームページ http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入して下さい。応募用紙の体裁は変更しないようにして下さい。職歴等を所定の枠内に書ききれない場合は、別紙をつけて記載してください（志望動機、エッセーについては必ず所定の枠内で書ききるようにして下さい）。

イ. 推薦状

日本語教育に関する知識、技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚（国際交流基金役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状を提出してください。様式は問いませんが、日本語の記

述で A4 用紙 1 枚とし、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）も明示の上、推薦者の署名または捺印のあるものを厳封のうえ提出してください。また、推薦状の宛名は国際交流基金としてください。

ウ. 返信用封筒

応募者の住所、氏名を宛先に記した定型封筒（長 3 型 12×23.5cm）1 枚（切手貼付不要、長 3 型が用意出来ない場合は、A4 用紙を 3 つ折または 4 つ折にして入れることができる大きさの封筒をご用意ください）。

(2) 提出先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 502 号
一般社団法人国際フレンドシップ協会
日本語上級専門家公募係
* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成 25 年 8 月 16 日（金）必着

※提出書類（応募用紙等）は、一切返却致しませんのであらかじめご了承ください。

12. 選考

(1) 第 1 次選考（書類選考）

応募書類により選考を行います。結果は 8 月末頃に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考（筆記）

第 1 次選考通過者に対し、下記のとおり実施します。結果は 9 月末頃に文書で通知します。受験のための旅費は支給しません。

ア. 科 目：日本語及び日本語教育、英語、一般教養

イ. 日 時：平成 25 年 9 月 7 日（土）

12：30～16：00（予定）

※ 会場により試験時間帯が異なる場合があります。

※ 海外の会場では、受験者数により、会場や試験実施時間を変更する場合があります。

※ 海外の会場では、入居先のビルの都合等で、試験実施に最適な環境を確保できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各会場の詳細については、別途お問い合わせください。

※ ロンドンのみ 9 月 8 日（日）の実施となります。

ウ. 場 所：（東京会場）

国際交流基金本部

東京都新宿区四谷 4-4-1

最寄り駅：四谷三丁目駅（地下鉄丸の内線）

（北京会場）

北京日本文化センター

The Japan Foundation, Beijing

(ジャカルタ会場)	ジャカルタ日本文化センター The Japan Foundation, Jakarta
(バンコク会場)	バンコク日本文化センター The Japan Foundation, Bangkok
(マニラ会場)	マニラ日本文化センター The Japan Foundation, Manila
(クアラルンプール会場)	クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur
(ハノイ会場)	ベトナム日本文化交流センター The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Vietnam
(ニューデリー会場)	ニューデリー日本文化センター The Japan Foundation, New Delhi
(シドニー会場)	シドニー日本文化センター The Japan Foundation, Sydney
(トロント会場)	トロント日本文化センター The Japan Foundation, Toronto
(ニューヨーク会場)	ニューヨーク日本文化センター The Japan Foundation, New York
(ロサンゼルス会場)	ロサンゼルス日本文化センター The Japan Foundation, Los Angeles
(メキシコ会場)	メキシコ日本文化センター The Japan Foundation, Mexico
(サンパウロ会場)	サンパウロ日本文化センター The Japan Foundation, Sao Paulo
(ローマ会場)	ローマ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation)
(ケルン会場)	ケルン日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation)
(パリ会場)	パリ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation)
(ロンドン会場)	ロンドン日本文化センター The Japan Foundation, London
(ブダペスト会場)	※ 9月8日(日)の実施となります。 ブダペスト日本文化センター The Japan Foundation, Budapest

(モスクワ会場)

全ロシア国立外国文献図書館

「国際交流基金」文化事業部

(モスクワ日本文化センター)

The Japanese Culture Department

“Japan Foundation” of the All-Russia State

Library for Foreign Literature

(カイロ会場)

カイロ日本文化センター

The Japan Foundation, Cairo

※ 基金海外拠点の住所等詳細は国際交流基金ホームページ
(<http://www.jpf.go.jp/world/jp/>) をご覧ください。

(3) 第3次選考(面接)

第2次選考通過者に対し、以下の通り実施します。受験のための旅費は支給しません。

ア. 日 時: 平成25年10月17日(木)、18日(金)、19日(土)、20日(日)

※ 日時は、基金が指定します。原則として、日時の変更には応じられません。

イ. 場 所: 国際交流基金 本部(新宿区四谷4-4-1/最寄り駅: 四谷三丁目駅)

ウ. 結果通知

結果は、派遣先国の適否、赴任時期の調整を行った後、10月末頃に以下の(ア)～(ウ)の種別で個別に通知します。

(ア) 派遣候補者: 派遣を前提として基金と協議する者

(イ) 派遣補欠者: ポストの空席等状況に応じて基金と協議を行う者

(ウ) 不採用者: 今回の募集においては不採用とする者

なお、候補者及び補欠者となった場合、その有効期間は平成26年度限りです。

13. 派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

(1) 目的

日本語上級専門家としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、派遣専門家としての見識を身につけること。

(2) 日程

平成26年3月9日(日)～3月15日(土)(予定)

(3) 場所

国際交流基金 日本語国際センター(埼玉県さいたま市/北浦和駅徒歩8分)

(4) 研修内容

派遣手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

(5) その他

ア. 研修参加の為の交通費等の諸経費は基金が負担します。

交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみ基金が負担します（海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみ基金が負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります）。

イ．宿泊は、日本語国際センターの宿泊施設を利用します。

14. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、外部有識者等の評価者に提供します。また、派遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会に業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名、所属先、派遣先、派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績、年報、ホームページ等の国際交流基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

15. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語教育支援部 さくらネットワークチーム

日本語上級専門家派遣 公募担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

E-mail: sakura_adoption@jpf.go.jp

FAX: 03-5369-6040

※ご不明な点・ご質問は、基金ホームページ内のFAQをご参照の上、メールもしくはFAXでお問い合わせください。

基金ホームページ FAQ: http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_faq.html

※選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

16. 留意事項

- (1) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任1~2ヶ月前までに日本に帰国する必要があります（時期及び手続に要する期間は国によって異なります）。
- (2) 現在、基金プログラム（日本語上級専門家・日本語専門家含む）で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮はできません。ただし、26年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては、現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。

平成 26 年度（2014 年度）海外派遣

日本語専門家
募 集 要 項



国際交流基金

1. 国際交流基金の海外における日本語教育分野における活動と日本語専門家派遣事業

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）は、世界の全地域において、総合的に国際文化交流事業を実施する組織として、昭和47年（1972年）10月に外務省所管の特殊法人として設立されました。平成15年（2003年）10月に、独立行政法人となりましたが、設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野においては、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とするために、海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発・普及、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語普及活動への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を、各国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交関係等を踏まえて実施しています。

なかでも、日本語専門家派遣事業においては、それぞれの派遣先国・地域において、日本語学習者、学習希望者が学習を安定的に開始、継続していくようにすること、また、必要な日本語教育が中長期的に自立、継続して行われていくことを目的として、国または地域の中核的な役割を担う日本語教育機関に日本語教育の専門家を派遣し、現地日本語教師の育成、教材・カリキュラム・教授法に関するコンサルティング、日本語教師間のネットワーク作り、派遣先機関・国における安定的な日本語教育の実施や質的改善に必要な支援を行っています。

2. 派遣先機関の種別と業務内容

派遣先機関により、業務内容が異なります。派遣先機関は、大きく分けて以下の6種があります。また、日本語指導助手が派遣されている機関の場合、日本語指導助手に対する指導や助言も業務に含まれます。

(1) 国際交流基金海外拠点（アドバイザー業務担当）：

国際交流基金海外拠点に所属し、同機関に所属の上級専門家と協力しつつ、任国あるいは近隣諸国の日本語教師に対する教師研修の実施、教材の作成、日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援するほか、JF 講座（<http://www.jpf.go.jp/j/japanese/jf/>）の運営を行う。

(2) 日本語専攻課程の立ち上げ期にある高等教育機関：

新たに日本語学科を設立する大学や設立間もない大学等において、同機関の上級専門家と協力しつつ、当該機関の授業を担当するとともに、現地教師への助言、コース整備、教材作成等をおこなう。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法等に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(3) 日本語専攻を開講している高等教育機関：

設立から一定期間を経て、カリキュラム等が確立されている日本語学科において、授業担当、現地日本語教師への助言、コース整備を行う。同時に、任国あるいはその地域の日本語教師に対する教師研修、教材作成・日本語教授法に関するコンサルティング、現地日本語教師間のネットワーク作りを支援する。

(4) 中等教育レベルの日本語教育：

中等教育レベルで日本語を導入している地域において、地域の学校を巡回し、授業担当、カリキュラム編成、教材作成、現地日本語教師への助言、コース整備を行う。

(5) 日本センター日本語講座部門：

日本センター日本語講座部門に所属し、JF 講座の設計・運営・現地講師への助言、授業担当等を行う。

(6) マラヤ大学予備教育部：

マレーシア政府がマラヤ大学に設置したマラヤ大学予備教育部（日本の大学（学部）進学を目的とした高校卒業後の日本語教育プログラム）にて、学科長及び学年主任を努める上級専門家と協力しつつ、授業や学校活動を担当するとともに、現地教師の育成等を行う。

3. 募集人数

20 名程度

4. 派遣予定先

今回公募する専門家の派遣予定機関に関する情報は、国際交流基金ホームページ (http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_haken2.html) に掲載し、随時更新しますので、最新情報をご確認ください。

5. 派遣時期及び任期

平成 26 年度中（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）に本邦を出発します。ただし、派遣先により、平成 26 年 3 月中に出発となる可能性があります。

任期は、通常 2 年間です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2 年未満となる場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

派遣専門家の旅費、報酬等は、学歴・日本語教育経験を基金規程に沿って格付けし、次の通り支給します。

(1) 旅費

赴任時及び帰国時に旅費（航空賃、支度料、移転料等）を支給します。また、専門家が随伴する（あるいは呼び寄せる）扶養親族の旅費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して 6 ヶ月を超える場合に限りです）。

(2) 報酬等

派遣期間中、基本報酬、在勤加算、住居経費を支給します。また、扶養親族を随伴する場合は家族加算を、また 4 歳以上 18 歳未満の子女を随伴する場合は子女教育経費を支給します（ただし、扶養親族の滞在が連続して 6 ヶ月を超える場合に限りです）。

※参考：基金規程に基づく試算（平成 25 年 5 月現在）

マレーシア（クアラルンプール）派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）
経験年数 7 年未満	96,500 円	147,800 円	MYR3,997.00
経験年数 7 年以上	109,700 円	184,800 円	

注：住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の 20.8%に加えて光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

ハンガリー（ブダペスト）派遣

	基本報酬	在勤加算	住居経費（上限）
経験年数 7 年未満	96,500 円	180,500 円	EUR1,419.00
経験年数 7 年以上	109,700 円	225,600 円	

注：住居経費は支給上限額の記載であり、家賃の 14.8%に加えて光熱水費、家具代相当額等を自己負担して頂きます。

※経験年数は、経歴書（証明書）に基づき、教授内容、担当時間数等を勘案し、基金内規に基づく係数を乗じて算出するため、大学卒業後の年数とは異なります。

※在勤加算とは、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らして、加算支給されるものです。交通費、必要に応じて乗用車購入、使用人の雇用等に充当するためのもので、国によって異なります。

※受入機関より、旅費・報酬等が支給される場合は、基金からの支給額を調整します。

※在勤加算・住居経費は、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らし、基金の規程により定められており、派遣先の国によって異なります。

※基金の規程が改定される場合は、基本報酬・在勤加算・住居経費の支給額が増減することがあります。

※随伴家族を帯同しない（単身）場合は、上記住居経費（上限）の 80%の金額が上限となります。

7. 応募資格

下記(1)～(5)をすべて満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者。
- (2) 平成 26 年 4 月 1 日現在で 45 歳未満であること。
- (3) 日本語教育関連分野において修士号以上の学位を有する者（もしくは平成 26 年 3 月末までに取得可能な者）。
- (4) 中等・高等教育機関、日本語学校等の日本語講師(非常勤を含む、以下同じ)として応募時点で通算 2 年以上勤務した経験があること（海外勤務経験が望ましい。個人教授は除く）。

※なお、マラヤ大学予備教育部に赴任の場合は、上記(4)に加え、国内外の予備教育機関（民間日本語学校を含む）の日本語講師として勤務した経験を特に重視します。

- (5) 派遣前研修（下記 13.参照）に全日程参加できること。

※上記派遣前研修に参加が可能であれば、応募時点で海外に在住している方も応募可能です。

8. 日本語専門家の身分

(1) 日本語専門家と国際交流基金との関係

専門家と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結します（専門家と基金は雇用関係にはなりません）ので、年金等の手続きは専門家各自の責任において行ってください。また、基金は専門家の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません。

(2) 専門家と受入機関との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関（基金海外拠点を除く）は、専門家の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償制度

専門家が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規定により負担します。また、専門家が業務上死亡した場合は、規定により遺族補償を行います。

10. 国際交流基金在外共済会

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人 国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

11. 応募手続き

下記の提出書類を、締切を厳守のうえ、(2) 提出先に送付してください。

(1) 提出書類

ア. 応募用紙

基金ホームページ http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入して下さい。応募用紙の体裁は変更しないようにしてください。職歴等を所定の枠内に書ききれない場合は、別紙をつけて記載してください（志望動機、エッセーについては必ず所定の枠内で書ききるようにしてください）。

イ. 推薦状

日本語教育に関する知識、技能について、現在もしくは過去に所属した機関の責任者または同僚（国際交流基金役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状を提出してください。様式は問いませんが、日本語の記述でA4用紙1枚とし、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）も明示の上、推薦者の署名または捺印のあるものを厳封して提出してください。また、推薦状の宛名は国際交流基金としてください。

ウ. 返信用封筒

応募者の住所、氏名を宛先に記した定型封筒（長3型 12×23.5cm）1枚（切手貼付不要 長3型が用意出来ない場合は、A4用紙を3つ折または4つ折にして入れることができる大きさの封筒をご用意ください）。

(2) 送付先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ502号
一般社団法人国際フレンドシップ協会
日本語専門家公募係
* 封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成25年8月16日（金）必着

※提出書類（応募用紙等）は、一切返却しませんのであらかじめご了承ください。

12. 選考

(1) 第1次選考（書類選考）

応募書類により選考を行います。結果は8月末頃に文書で通知します。

(2) 第2次選考（筆記）

第1次選考通過者に対し、下記のとおり実施します。結果は9月末頃に文書で通知します。受験のための旅費は支給しません。

ア. 科 目：日本語及び日本語教育、英語、一般教養

イ. 日 時：平成25年9月7日（土）

12：30～16：00（予定）

※ 会場により試験時間帯が異なる場合があります。

※ 海外の会場では、受験者数により、会場や試験実施時間を変更する場合があります。

※ 海外の会場では、入居先のビルの都合等で、試験実施に最適な環境を確保できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各会場の詳細については、別途お問い合わせください。

※ ロンドン会場のみ9月8日（日）の実施となります。

ウ. 場 所：（東京会場）

国際交流基金本部

東京都新宿区四谷4-4-1

最寄り駅：四谷三丁目駅（地下鉄丸の内線）

（北京会場）

北京日本文化センター

The Japan Foundation, Beijing

（ジャカルタ会場）

ジャカルタ日本文化センター

The Japan Foundation, Jakarta

（バンコク会場）

バンコク日本文化センター

The Japan Foundation, Bangkok

（マニラ会場）

マニラ日本文化センター

The Japan Foundation, Manila

(クアラルンプール会場)	クアラルンプール日本文化センター The Japan Foundation, Kuala Lumpur
(ハノイ会場)	ベトナム日本文化交流センター The Japan Foundation Center for Cultural Exchange in Vietnam
(ニューデリー会場)	ニューデリー日本文化センター The Japan Foundation, New Delhi
(シドニー会場)	シドニー日本文化センター The Japan Foundation, Sydney
(トロント会場)	トロント日本文化センター The Japan Foundation, Toronto
(ニューヨーク会場)	ニューヨーク日本文化センター The Japan Foundation, New York
(ロサンゼルス会場)	ロサンゼルス日本文化センター The Japan Foundation, Los Angeles
(メキシコ会場)	メキシコ日本文化センター The Japan Foundation, Mexico
(サンパウロ会場)	サンパウロ日本文化センター The Japan Foundation, Sao Paulo
(ローマ会場)	ローマ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Rome (The Japan Foundation)
(ケルン会場)	ケルン日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Cologne (The Japan Foundation)
(パリ会場)	パリ日本文化会館 The Japan Cultural Institute in Paris (The Japan Foundation)
(ロンドン会場)	ロンドン日本文化センター The Japan Foundation, London
(ブダペスト会場)	※9月8日(日)実施 ブダペスト日本文化センター The Japan Foundation, Budapest
(モスクワ会場)	全ロシア国立外国文献図書館 「国際交流基金」文化事業部 (モスクワ日本文化センター) The Japanese Culture Department “Japan Foundation” of the All-Russia State Library for Foreign Literature

(カイロ会場)

カイロ日本文化センター

The Japan Foundation, Cairo

※ 基金海外拠点の住所等詳細は国際交流基金ホームページ
(<http://www.jpf.go.jp/world/jp/>) をご覧ください。

(3) 第3次選考(面接)

第2次選考通過者に対し、以下の通り実施します。受験のための旅費は支給しません。

ア. 日 時: 平成25年10月17日(木)、18日(金)、19日(土)、20日(日)

※ 日時は、基金が指定します。原則として、日時の変更には応じられません。

イ. 場 所: 国際交流基金 本部(新宿区四谷4-4-1/最寄り駅: 四谷三丁目駅)

ウ. 結果通知

結果は、派遣先国の適否、赴任時期の調整を行った後、10月末頃に以下の(ア)～(ウ)の種別で個別に通知します。

(ア) 派遣候補者: 派遣を前提として基金と協議する者

(イ) 派遣補欠者: ポストの空席等状況に応じて基金と協議を行う者

(ウ) 不採用者: 今回の募集においては不採用とする者

なお、候補者及び補欠者となった場合、その有効期間は平成26年度限りです。

13. 派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

(1) 目的

日本語専門家としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、派遣専門家としての見識を身につけること。

(2) 日程

平成26年3月9日(日)～3月15日(土)(予定)

(3) 場所

国際交流基金 日本語国際センター(埼玉県さいたま市/北浦和駅徒歩8分)

(4) 研修内容

派遣手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

(5) その他

ア. 研修参加の為に交通費等の諸経費は基金が負担します。

交通費は、日本国内の居住地(最寄の鉄道駅)から北浦和までの一往復のみ基金が負担します(海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみ基金が負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります)。

イ. 宿泊は、日本語国際センターの宿泊施設を利用します。

14. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、外部有識者等の評価者に提供します。また、派遣手続きを業務委託している一般社団法人国際フレンドシップ協会に業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名、所属先、派遣先、派遣期間等の派遣に関する情報は、事業実績、年報、ホームページ等の国際交流基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

15. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語教育支援部 さくらネットワークチーム

日本語専門家派遣 公募担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-4-1

E-mail: sakura_adoption@jpf.go.jp

FAX: 03-5369-6040

※ご不明点・ご質問は、基金ホームページ内の FAQ をご参照の上、メールもしくは FAX にてお問い合わせください。

基金ホームページ FAQ: http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_faq.html

※選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

16. 留意事項

- (1) 海外居住者も、赴任に当たっては必ず日本から出発となります。また、赴任手続（公用旅券・査証の取得等）のため、赴任 1~2 ヶ月前までに日本に帰国する必要があります（時期及び手続に要する期間は国によって異なります）。
- (2) 現在、基金プログラム（日本語上級専門家・日本語専門家、日本語指導助手、含む）で海外に派遣されている場合、本公募に応募するための任期短縮はできません。ただし、26 年度の派遣が決定した場合、派遣先によっては現在の派遣期間の変更をお願いすることもあります。

平成 26 年度（2014 年度）海外派遣

日本語指導助手
募 集 要 項



国際交流基金

1. 国際交流基金の海外における日本語教育分野における活動と日本語指導助手派遣

国際交流基金（ジャパンファウンデーション）は、世界の全地域において、総合的に国際文化交流事業を実施する組織として、昭和47年（1972年）10月に外務省所管の特殊法人として設立されました。平成15年（2003年）10月に、独立行政法人となりましたが、設立当初から、海外における日本語教育を主要活動分野のひとつとしています。

海外における日本語教育分野においては、日本と諸外国の双方向のコミュニケーションを円滑にし、対日理解・相互理解の増進の基礎とするために、海外の日本語教育に関する調査の実施、日本語教材・教授法の開発・普及、日本語能力試験実施等の日本語教育・学習の基盤・環境整備を行うとともに、日本語専門家派遣による現地教師の育成・ネットワーク構築やモデル日本語講座の運営、現地日本語教育機関の日本語普及活動への支援、日本語教師・日本語学習者の訪日研修等を、各国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交関係等を踏まえて実施しています。

本事業は、日本語教育に携わることを希望し、海外の教育現場で研鑽を積む意欲のある若者に対してその機会を提供することで、将来の日本語教育を背負って立つ人材を育成すること、そして、日本語ネイティブ教師を希望する現地機関等の要望に応えることを目的としています。

2. 募集予定人員

10名程度

3. 業務内容

国際交流基金海外拠点や各国の日本語教育機関において、必要に応じて国際交流基金の海外派遣日本語上級専門家、専門家の指導を受けながら、日本語講座の授業や日本語教育事業を単独ないしチームの一員として担当します。

4. 主な派遣予定先

派遣ポストは確定次第基金ホームページに掲載します。情報は随時更新します。

http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_haken3.html

5. 派遣時期および任期

平成26年度中（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に本邦を出発します。任期は、通常2年間です。ただし、任国のスクール・イヤー、プロジェクトの終了時期等により、2年未満となる場合があります。

6. 派遣期間中の待遇

(1) 旅費

往復航空賃（エコノミークラス）、移転料、支度料等を支給します。

(2) 滞在費・住居経費

派遣中の滞在費及び住居経費を基金の規程に基づき支給します。

※参考 基金規程に基づく試算（平成25年5月現在）

ア. ベトナム（ハノイ）	滞在費（月額） 109,700 円
	住居経費（月額上限） USD1,436.50
イ. フランス（パリ）	滞在費（月額） 123,700 円
	住居経費（月額上限） EUR920.50

※滞在費・住居経費は、派遣された国の物価、生活水準、生活環境、為替相場等の状況に照らし定められており、国によって異なります。

※住居経費の記載は、支給の上限であり、家賃から光熱水費・家具借料相当額を差引いた金額を支給します。

※基金の規程が改定される場合は、滞在費・住居経費等の支給額が増減することがあります。

(3) その他

本プログラムでは、家族を随伴して赴任することはできません。

また、任期中の一時帰国や任国外旅行については、制限があります。

7. 応募資格

下記の(1)～(5)を全て満たす者。

- (1) 日本国籍を有し、日本語を母語とする者であること。
- (2) 平成26年4月1日現在で満35歳未満であること。
- (3) 4年制大学卒業以上の学歴を有すること。（平成26年3月卒業見込みも含む）
- (4) 大学または大学院で日本語教育を主専攻または副専攻として修了している者（平成26年3月修了見込を含む）、または日本語教育能力検定試験合格者、または日本語教師養成講座（420時間）修了者等日本語教育の基礎的な知識・技能を有していること。
※ 大学院に在学中でも応募可能。
※ 日本語教育経験については問わないが、ティーチングアシスタントやチューターも含め、経験があることが望ましい。
- (5) 派遣前研修（下記13. 参照）に全日程参加できること。

8. 海外派遣日本語指導助手の身分

(1) 海外派遣日本語指導助手と基金との関係

日本語指導助手と基金は、派遣に先立ち業務委嘱契約を締結します（日本語指導助手と基金は雇用関係にはなりませんので、年金等の手続きにつきましては各日本語指導助手の責任において行ってください。尚、基金は日本語指導助手の帰国後の就職の斡旋や生活保障の責任を負いません）。

(2) 海外派遣日本語指導助手と受入機関基金との関係

基金との契約条件以外の現地における業務方法、勤務条件等の細目は受入機関の規則に基づきます。基金と受入機関（基金海外拠点を除く）は、日本語指導助手の派遣条件・業務内容に関する合意書を締結します。

9. 業務上障害補償制度

日本語指導助手が業務上負傷し、または疾病にかかった場合、基金はその療養のために必要な費用を規程に基づき負担します。また、日本語指導助手が業務上死亡した場合は、規程に基づき遺族補償を行います。

10. 国際交流基金在外共済会

基金が海外に派遣する専門家を対象として基金の負担金と専門家の掛金により行う相互扶助事業である「独立行政法人国際交流基金在外共済会」へ加入して頂きます。在外共済会では、傷病の療養費の8割を給付するほか、加入者が死亡した場合には弔慰金、傷害による後遺障害が生じた場合は見舞金を規定により給付する共済給付事業や、海外での生活設営に必要な資金を低利で貸し付ける貸付事業を行っています。

11. 応募手続

下記提出書類を締切を厳守のうえ、(2) 提出先に送付してください。

(1) 提出書類

ア. 応募用紙

基金ホームページ http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26.html から、応募用紙の様式をダウンロードし、記入してください。応募用紙の体裁は変更しないようにしてください。職歴等を所定の枠内に書ききれない場合は、別紙をつけて記載してください（ただし、志望動機、エッセーについては必ず所定の枠内で書ききるようにしてください）。

イ. 推薦状

日本語教育に関する知識、技能について、現在もしくは過去に所属した機関（在学中の大学や大学院も可）の責任者または同僚（国際交流基金役職員（海外派遣中の役職員を含む）、専任講師、専門員等を除く）が作成した推薦状を提出してください。様式は問いませんが、日本語の記述でA4用紙1枚とし、推薦状作成者に関する情報（氏名、肩書、連絡先）を明示の上、推薦者の署名または捺印のあるものを厳封された状態のまま提出してください。また、推薦状の宛名は国際交流基金としてください。

ウ. 返信用封筒（第一次選考結果通知用）

応募者の住所、氏名を宛先に記した定型封筒（長3型 12×23.5cm）1枚

（切手貼付不要、長3型が用意出来ない場合は、A4用紙を3つ折または4つ折にして入れることができる大きさの封筒を用意してください）。

エ. 応募資格 (4) の証明書 (コピー可)

大学または大学院の卒業・修了証明書 (卒業・修了見込証明書でも可)、日本語教育能力検定試験合格証書または証明書、日本語教師養成講座 (420 時間) 修了証等。

(2) 提出先

〒106-0041 東京都港区麻布台 3-4-12 麻布台ロイヤルプラザ 502 号
一般社団法人国際フレンドシップ協会
日本語指導助手公募係
*封筒に「応募書類在中」と朱書のこと。

(3) 締切

平成 25 年 8 月 9 日 (金) 必着

※ 提出書類 (応募用紙等) は、一切返却しませんので予めご了承ください。

12. 選 考

(1) 第 1 次選考 (書類選考)

応募書類により選考を行い、結果を平成 25 年 8 月末頃に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考 (面接)

第 1 次選考通過者に対し、下記の通り実施します。受験の為の旅費は支給しません。

ア. 日時: 平成 25 年 9 月 19 日 (木)、20 日 (金) (予定)
日時は当基金が指定します。

詳細は第 1 次選考通過者に対し連絡します。

イ. 場所: 国際交流基金本部 (新宿区四谷 4-4-1/四谷三丁目駅徒歩 3 分)

ウ. 結果通知: 平成 25 年 9 月末頃に文書で通知予定です。

13. 派遣前研修

派遣が内定した者は、派遣前研修に参加することが義務付けられます。

(1) 目的

日本語指導助手としての業務を円滑に遂行できる様に、任地の日本語教育事情を学び、日本語指導助手としての見識を身につけること。

(2) 日程

平成 26 年 3 月 9 日 (日) ~ 3 月 15 日 (土) (予定)

(3) 場所

国際交流基金 日本語国際センター (埼玉県さいたま市/北浦和駅徒歩 8 分)

(4) 研修内容

派遣手続き、基金日本語事業に関するブリーフィング、赴任先での業務や生活に必要な知識と情報に関する研修等

(5) その他

ア. 研修参加の為の交通費等の諸経費は基金が負担します。

交通費は、日本国内の居住地（最寄の鉄道駅）から北浦和までの一往復のみ基金が負担します（海外居住者に対しては、成田空港又は羽田空港から北浦和までの一往復のみ基金が負担し、海外の居住地から日本までの国際航空賃等は自己負担となります。）

イ. 宿泊は、日本語国際センターの宿泊施設を利用します。

14. 個人情報の取り扱い

提出書類は、採否審査のため、外部有識者等の評価者に提供します。また、派遣手続きを業務委託している社団法人国際フレンドシップ協会に業務に必要な範囲で情報を提供します。情報を提供する際には、個人情報の安全確保のための措置を講じるよう取り扱い方法を確認します。

採用になった場合には、氏名、所属先、派遣先、派遣期間等の派遣に関する情報は、国際交流基金の事業実績、年報、ホームページ等の国際交流基金が作成する媒体において公表されます。また、これらの媒体に記載する統計資料作成に利用されることがあります。

15. 問い合わせ先

独立行政法人国際交流基金

日本語教育支援部 さくらネットワークチーム

日本語指導助手派遣 公募担当

〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-1

E-mail: sakura_adoption@jpf.go.jp

FAX: 03-5369-6040

※ご不明な点・ご質問は、基金ホームページ内の FAQ をご参照の上、メールもしくは FAX にてお問い合わせください。

基金ホームページ FAQ: http://www.jpf.go.jp/j/about/recruit/japan_26_faq.html

※選考の過程や選考結果については一切お答えできません。

16. 留意事項

- (1) 海外からの応募も可能ですが、赴任にあたっては必ず日本からの出発となります。また、赴任手続（公用旅券・査証の取得等）の為、赴任の 1~2 ヶ月前までに日本に帰国する必要があります。（時期及び手続に要する期間は国によって異なります。）
- (2) 現在、基金プログラムで海外に派遣されている場合、本公募に応募する為の任期短縮はできません。

以上